

第30回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年11月28日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 62号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 3件 |
| 第 5 | 報告第 63号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 6 | 報告第 64号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 3件 |
| 第 7 | 議案第163号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 9件 |
| 第 8 | 議案第164号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第 9 | 議案第165号 農用地の買入協議に係る要請について | 2件 |
| 第10 | 議案第166号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 8件 |
| 第11 | 議案第167号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | |
| 第12 | 議案第168号 農地利用最適化推進委員の委嘱について | |

○出席委員（16名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君 | 2番 舟山 珠代 君 | 3番 高橋 政寿 君 |
| 4番 笛木 眞一 君 | 5番 嶋中 勝 君 | 6番 津野 斉 君 |
| 7番 佐瀬日出夫 君 | 8番 熊谷 英二 君 | 9番 澁谷 洋 君 |
| 10番 渡邊 裕義 君 | 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 |
| 13番 平山 正志 君 | 14番 小野寺典男 君 | 15番 森田 享子 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

- 番 ●●●● 君

○欠席委員（0名）

○その他出席者

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 振興係長 和田 千春 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主任 大河原 広 君 |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第30回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・高橋君 4番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第30回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第62号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第62号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第62号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 167.7h a

指名年月日 令和4年11月8日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

続きまして番号2

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 60.2h a

指名年月日 令和4年11月16日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

なお、番号3につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして番号3

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 76.9h a

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3まで、内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第62号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第63号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第63号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

- 農地係長（小幡裕也君） はい。
報告第63号について説明させていただきます。
農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 佐藤松喜委員

あっせん委員 笛木委員、平山委員

報告年月日 令和4年10月18日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し、町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字虹別原野547-1

現況地目 畑

面積 46,002㎡他5筆、合計面積は239,995㎡

価格 15,512,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります佐藤松喜委員より報告をお願い致します。

- 会長（佐藤 徳市君） 1番・佐藤松喜君。

- 1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤松喜。

報告第63号番号1について報告致します。

令和4年10月4日に笛木委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和4年10月18日に中虹別集会所において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整しました。

相手先は●●●●さんに決まりましたが、譲受人より、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社による買い受けとなりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 高橋委員、澁谷委員、舟山委員

報告年月日 令和4年11月4日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し、町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字オソツベツ209

現況地目 畑

面積 4,607㎡他43筆、合計面積は1,317,606㎡

価格 34,802,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤 徳市君) 11番・高松君。

○11番(高松俊男君) 11番・高松。

報告第63号番号2について報告致します。

令和4年10月31日に高橋委員、澁谷委員、舟山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和4年11月4日に中オソツベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、平山委員

報告年月日 令和4年11月15日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別439-1

現況地目 畑

面積 157,983㎡他8筆、合計面積は482,639㎡

価格 33,176,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は 資金借入となっております。

続きまして

土地の所在 字多和160-2

現況地目 畑

面積 50,429㎡他5筆、合計面積は365,714㎡

価格 12,516,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は 資金借入となっております。

続きまして

土地の所在 字多和161-13

現況地目 畑

面積 9,876㎡他8筆、合計面積は98,165㎡

価格 4,205,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は 資金借入となっております。

続きまして

土地の所在 字標茶646-2

現況地目 畑

面積 52,658㎡他43筆、合計面積は730,693.25㎡

価格 45,287,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は 資金借入となっております。

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木。

報告第63号番号3について報告致します。

令和4年11月15日に佐藤松喜委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、平成29年度に農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第63号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第64号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第64号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第64号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり3件となっております。

なお、この案件につきましては携帯電話の通信設備を建設するもので、農地法施行規則第53条

14号により、農地転用の許可が不要となっております。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字コッタロ原野北16線47-1の内。

登記簿、現況共に畑。

面積、4㎡。

農地区分、農振農用区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

番号1につきましては、現地調査にあたりました甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐。

報告第64号、番号1について報告致します。

11月17日に佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料1ページから7ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で説明を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

所有者、●●●● ●●●●さん

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字コッタロ105-1の内

登記簿、現況、ともに畑。

面積、13.57㎡他1筆、合計面積15㎡。

農地区分、農振農用区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

なお、番号3につきましては、所有者、転用者、農地区分、土地利用計画、契約内容、転用目的、転用計画内容が番号2と同じですので説明を省略させていただきます。

番号3。

土地の所在、字コッタロ120-1の内

登記簿、現況、ともに畑。

面積、25㎡。

番号2及び番号3につきましては、現地調査にあたりました高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋 政寿君） 3番・高橋。

報告第64号、番号2及び番号3について報告致します。

11月16日に舟山委員、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料8ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で説明を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第64号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第163号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第163号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容9件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第163号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり9件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字塘路247-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,452㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成18年4月28日。

契約期間、平成18年4月28日から令和8年4月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年11月8日となっております。

なお、番号2につきましては、賃借人、賃貸人、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

土地の表示、字塘路247-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,452㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成18年4月28日。

契約期間、平成18年4月28日から令和8年4月27日まで。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○お諮り致します。

番号3から番号9まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号9まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号3。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内31の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、7,507㎡他10筆 合計面積109,567㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成15年12月26日。

契約期間、平成15年12月26日から令和5年12月25日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年11月10日となっております。

なお、番号4から番号8につきまして、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

土地の表示、字阿歴内32-9の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、38,093㎡。

契約年月日、平成16年4月30日。

契約期間、平成16年4月30日から令和6年4月29日まで。

番号5。

土地の表示、字阿歴内32-9の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、38,093㎡。

契約年月日、平成27年8月31日。

契約期間、平成27年8月31日から令和5年12月25日まで。

番号6。

土地の表示、字阿歴内32-8の内。

地目、登記簿 畑、現況 採放地。

面積、511㎡。

契約年月日、平成15年12月26日。

契約期間、平成15年12月26日から令和5年12月25日まで。

番号7。

土地の表示、字阿歴内31の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、22,522㎡他24筆 合計面積は495,493㎡。

契約年月日、平成16年1月1日。

契約期間、平成16年1月1日から令和5年12月31日まで。

番号8。

土地の表示、字阿歴内32-9の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、76,188㎡。

契約年月日、平成16年4月27日。

契約期間、平成16年4月27日から令和6年4月26日まで。

なお、番号9につきましては、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号8と同じですので、説明を省略させていただきます。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内19-18の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,033㎡他44筆 合計面積578,977㎡。

契約年月日、平成16年1月1日。

契約期間、平成16年1月1日から令和5年12月31日まで。

なお、番号3から番号9までにつきましては、佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬 日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第163号、番号3から番号9について説明させていただきます。

11月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人 ●●●●さん 他4名のうち●●●●さん分と、同じく賃貸人の●●●●さん、
賃借人 ●●●●さん の賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成
立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしま
した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7番・佐
瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号9まで内容7件については原案可決されました。

以上をもって、議案第163号、内容9件は原案可決されました。

◎議案第164号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第164号、農業振興地域整備計画の変更について、内容
3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第164号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に
基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字コッタロ原野北16線東47番地1。

現況地目、畑。

面積、41,691㎡の内4㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、許可後。

事業の規模等、コンクリート柱等 1式。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第164号、番号1について報告を致します。

11月17日に佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから7ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●●●さんが通信用アンテナの設置をするため農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。土地の表示及び状況、除外面積は記載のとおりと確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字コッタロ105番地1。

現況地目、畑。

面積、51,742㎡の内13.57㎡他1筆 合計面積は、15㎡。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、許可後。

事業の規模等 コンクリート柱等1式。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、区分、事業計画の名称、事業主体、事業開始、事業の規模等、土地所有者、事業の必要性、緊急性、土地選定の理由が、番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

地番、字コッタロ120番1。

現況地目、畑。

面積、127,334㎡の内25㎡。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋 政寿君） 3番・高橋です。

議案第164号、番号2及び番号3について報告を致します。

11月16日に舟山委員、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●●●さんが通信用アンテナの設置をするため農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。土地の表示及び状況、除外面積は記載のとおりと確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第164号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第165号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第165号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第165号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

利用調整申出者、●●●● ●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和4年9月22日。

土地の所在、字虹別原野24-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積46,002㎡他5筆、合計面積は239,995㎡。

番号2。

利用調整申出者、●●●● ●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和4年10月11日。

土地の所在、字オソツベツ209。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積4,607㎡他43筆、合計面積は1,317,606㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第165号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第166号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第166号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第166号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり8件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別439-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、157,983㎡他8筆 合計面積は、482,639㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年12月1日。

対価の支払期限、令和4年12月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、33,176,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字多和160-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,429㎡他5筆 合計面積は、365,714㎡。

対価の支払期限、令和5年1月27日。

価格、12,516,000円。

なお、番号3から番号4まで、対価の支払期限が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●● ●●●●●さん。

土地の所在、字多和161-13。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,876㎡他8筆 合計面積は、98,165㎡。

価格、4,205,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●● ●●●●●さん。

土地の所在、字標茶646-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,658㎡他43筆 合計面積は、730,693.25㎡。

価格、45,287,000円。

なお、番号1から番号4につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで、内容4件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号5から番号6まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●● ●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●● ●●●●●さん

土地の所在、字阿歴内31の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、7,507㎡他 2 5 筆、合計面積は、203,250㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日まで。

土地の引渡時期、令和 4 年 1 2 月 1 日。

金額、年間338,937円。

支払方法、毎年 1 2 月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号 6 につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号 5 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 6。

土地の所在、字阿歴内 1 9 - 1 8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,033㎡ほか 3 4 筆。合計面積、529,091㎡。

金額、年間900,000円となっております。

なお、番号 5 及び番号 6 につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・佐瀬君。

○7 番（佐瀬日出夫君） 7 番・佐瀬です。

議案第 1 6 6 号、番号 9 について報告致します。

事務局より調査依頼があり、1 1 月 2 1 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●さんと貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 5 から番号 6 まで内容 2 件については原案可決されました。

続いて番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南6線148-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、7,919㎡ほか5筆 合計面積は81,479㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年12月1日から令和14年11月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年12月1日。

金額、年間150,000円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては小野寺委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 14番・小野寺です。

議案第166号、番号9について報告致します。

事務局より調査依頼があり、11月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内70-1。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、67,882㎡ほか16筆、合計面積396,412㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年12月1日から令和24年11月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年12月1日。

金額、無償。

なお、番号8につきましては津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・津野君。

○6番（津野 齊君） 6番・津野です。

議案第166号、番号8について報告致します。

事務局より調査依頼があり、11月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、

借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

以上をもって、議案166号、内容8件は原案可決されました。

◎議案第167号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第167号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第167号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、綱紀粛正の徹底を図るため、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

議決を求める内容は別紙のとおりとなっております。

本議案につきましては、公的機関である農業委員として、その職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うこととなっております。

決議する内容につきましては、こちら記載してる内容のとおりとなっております。

読み上げますので、農業委員の皆様には、決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていきにあたり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものと致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年11月28日。

標茶町農業委員会。

なお、本申し合わせ決議は、毎年総会にて決議し、継続して取り組んでいくものとなります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上で事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第167号は原案可決されました。

◎議案第168号

○会長(佐藤徳市君) 日程第12、議案第168号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第168号について説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、標茶町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について、下記のとおり議決を求めるものであります。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書きの規定に基づき委嘱しないことと致します。

これはですね、平成28年の農業委員会制度の改正により、農業委員会法17条で農業委員会は農業委員に代わって、現場での利用調整を行う、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、と規定されたところでございます。

ただし、農業委員会の設置義務のない、農地面積が著しく少ない市町村や、政令で定める基準に該当する農業委員会については、推進委員を委嘱しないことができることとされております。

この度ですね、新たな任期を迎えるにあたり、改めて政令で定める基準に該当するかどうか、確認した上で、推進委員を委嘱するか否かを農業委員会として決定しなければならないため、総会の議決を求めるものでございます。

なお、政令で定める推進委員を委嘱しないことができる要件として、市町村の遊休農地が1%以下、また認定農業者への担い手の農地集積率が70%以上の場合と規定されております。

本町の遊休農地率については、令和4年3月現在で0%となっており、担い手の農地集積率についても、令和4年3月現在で82.1%と、いずれも推進委員を委嘱しないことのできる基準を満たしてございます。

以上のことからですね、当農業委員会において次回の任期においても、農地利用最適化推進委員を設置しないことと進めていきたいと考えておりますので、ご審議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第168号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第30回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第30回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時00分閉会）